

耐震に関する各種制度のご案内

STEP. 1 耐震診断

無料

王寺町では、耐震診断を無料で受けることができます。まずは、耐震診断を行い、建物の耐震性が十分かどうかをチェックしてみましょう。

【耐震診断】

国土交通省監修の「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」に記載の一般診断法に基づき地震に対する安全性を評価すること

上部構造評点	判定（震度6強～7の地震が発生した場合）	
1.5以上	倒壊しない	◎
1.0以上～1.5未満	一応倒壊しない	○
0.7以上～1.0未満	倒壊する可能性がある	△
0.7未満	倒壊する可能性が高い	×

※上部構造評点とは…国土交通省監修の「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」に記載の評価方法を用いて、震度6強～7程度の地震が発生した場合の家屋倒壊の可能性を数値化したもの

STEP. 2 耐震改修または耐震シェルター設置

工事費の一部を補助

地震発生時における住宅の倒壊等の被害から町民の生命及び財産を守るため、耐震改修工事または耐震シェルター工事を行う者に対して補助金を交付しています。上部構造評点が1.0未満（倒壊する可能性がある）の場合は、補助金を活用し、今すぐ耐震化に取り組みましょう。

【耐震改修工事】

耐震診断による上部構造評点が1.0未満と診断された木造住宅に対して行う、改修後の上部構造評点を1.0以上とするための工事

【耐震シェルター工事】

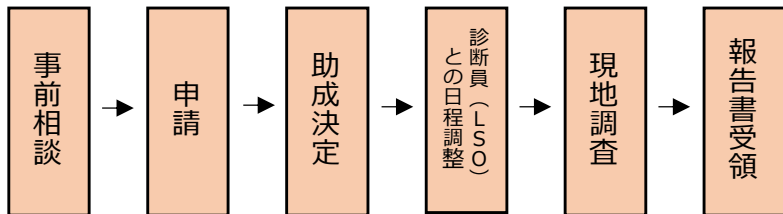
住宅が倒壊した場合でも、居住者の命を守る機能を持つ構造物を住宅内に設置する工事

■ 王寺町の補助制度について ※予算の範囲内で事業を実施していますので、補助できる件数には限りがあります。

	STEP.1	STEP.2	
	耐震診断	耐震改修	耐震シェルター工事
補助金額	5千円 (所有者負担額 0円)	上限 50万円 (工事費の3分の1以内)	上限 25万円 (工事費の2分の1以内)
対象住宅	昭和56年5月31日以前に着工された町内の木造住宅		
	延べ面積が250㎡以下かつ階数が2以下の住宅	現在居住している住宅	
対象者	対象住宅の所有者または所有者の同意を得た者で、以下のすべてを満たす者 ①町税等の滞納がないこと ②対象住宅の相続登記が完了していない場合、相続権利者を代表する者であることを確約できること ③公共用地の取得に伴う損失補償を受けていないこと ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないこと		

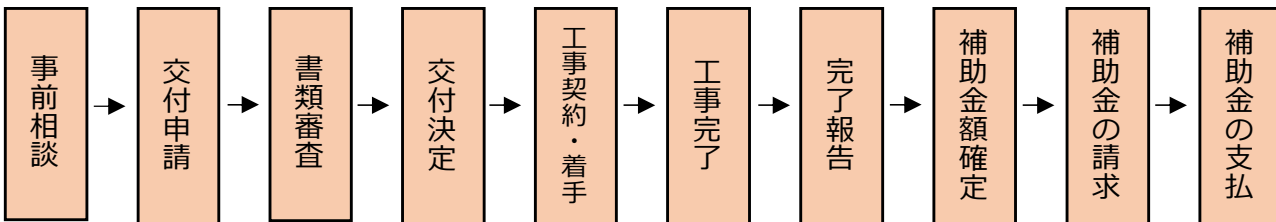
■ 手続きの流れ

STEP. 1 耐震診断



※王寺町では、NPO法人『人・家・街 安全支援機構』(LSO)と協定を締結し、耐震診断事業に取り組んでいます。

STEP. 2 耐震改修等 (ブロック塀共通)



※補助金の交付決定前に工事契約や工事着手した場合は、補助金を受け取ることができません。

ブロック塀等の撤去工事補助金

王寺町ではブロック塀等の撤去工事費に 最大**10万円**を補助！

地震などの自然災害や老朽化に伴うブロック塀等の倒壊等による被害の軽減を図り、道路利用者等の安全確保に資するため、ブロック塀等の撤去工事を行う者に対して補助金を交付しています。

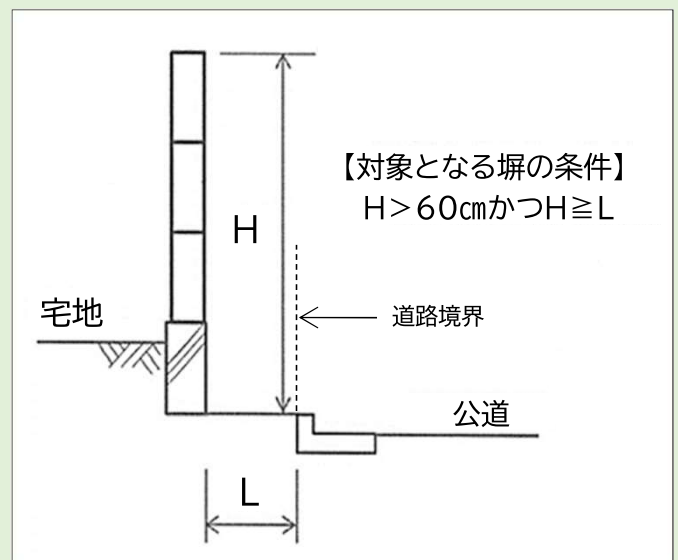
倒壊する危険性のあるブロック塀等は、補助制度を活用し、撤去しましょう。



■ 補助対象となるブロック塀等

- 1 ブロック塀等と道路の設置面からブロック部分の頂部までの高さが60cmを超えるもの
- 2 ブロック塀等の高さがブロック塀等と道路境界までの水平距離より高いもの
- 3 町内の公道又は公共施設に面する部分
- 4 下表において、不適合項目が一つ以上あるもの

安全性の確認項目	コンクリートブロック塀	れんが塀・石積塀等
塀の高さ	地盤から2.2m以下である	地盤から1.2m以下である
塀の厚さ	10cm以上である 【塀の高さが2m超2.2m以下の場合】 15cm以上である	十分である
控え壁	【塀の高さが1.2m超の場合のみ】 塀の長さが3.4m以下毎に、塀の高さの1/5以上突出した控え壁がある	塀の長さが4m以下毎に、 塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁がある
基礎	コンクリートの基礎がある	基礎がある
塀の健全性	塀の傾きやひび割れがない	塀に傾きやひび割れがない
上記の確認項目全てが適合し、ブロック塀等の図面が存在する場合、以下の項目を確認		
鉄筋	塀の中に直径9mm以上の鉄筋が縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされている	
基礎の根入れ	【塀の高さが1.2m超の場合のみ】 基礎の根入れ深さが30cm以上である	基礎の根入れの深さが20cm以上である



■ 補助制度について ※予算の範囲内で事業を実施していますので、補助できる件数には限りがあります。

補助対象者	<p>ブロック塀のある土地または建物の所有者で、以下のすべてを満たす者</p> <ol style="list-style-type: none"> ①町税等の滞納がないこと ②ブロック塀等が設置されている土地またはその地に存する建築物の相続登記が完了していない場合は、相続権利者を代表する者であることを確約できること ③所有者が複数の場合は、申請者以外の所有者の同意を得ること ④所有者と居住者または使用者が異なる場合は、居住者または使用者の同意を得ること ⑤当該ブロック塀等が設置されている敷地で同様の補助金（老朽空き家等除却補助金等）の交付を受けていないこと ⑥公共用地の取得に伴う損失補償を受けていないこと ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないこと
補助金額	<p>上限10万円（※撤去工事費の2分の1以内）</p>

※手続きの流れについては、裏面耐震改修と共通